



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ セミナー開催のお知らせ

ごあいさつ

堅忍不拔 (けんになふばつ)

連日猛暑日が日本列島を襲っています。暑中御見舞申し上げます。やはり、この季節になるとスイカやトマト、キュウリやウリなど水分の多い夏野菜や果物が、ことのほかありがたく感じられます。

今年は太平洋戦争終結から70年になります。例年になく戦争に関する話題が多いような気が致します。

しかしながら一方で、戦争体験者が年々減少、体験談を直接聞く機会が少なくなり、平和のありがたさも次第に薄れていく感じが致します。

私は幼い頃から父の戦争体験談を良く聞かされ、当時は子供心に“また戦(いくさ)の話か”ぐらいにしか思いませんでした。しかし今思えば再び戦争があったときのために、自らの体験を子に伝えようとしていたのかも知れません。

昭和18年、父が満32才で召集令状を手にした時はすでに5人の子持ち。昭和20年8月の終戦に至るまでの2年半、沖縄防衛戦線の最前戦に送られました。

連合軍が沖縄に上陸してからというもの、死を覚悟しながらの日々、砲弾や火炎銃が雨あられのように打ち込まれる中、もうこれで終わりだと思ったことは二度や三度ではなかったそうです。

よほど運が良かったのでしょうか、戦死する前に終戦を迎え捕虜生活を経て、その後無事に帰還することができました。

少年時代に聞いた数々の戦話は、私の記憶の奥深くに刻み込まれて体の中に沈殿しています。戦争が人々の運命を大きく左右した時代であったことは事実です。その事実を次の世代に伝えることが私達の大切な役目だと思います。帰還してからの父は農業を離れて慣れない商売の道に進み、7人の子供を育て終えた時にはもうすでに還暦。14才で父親を病気で失い家督を継いでからの一生は、まさに『耐えがたきを耐え』の人生を歩んだ一人と言えます。そんな波瀾にとんだ一生が、『堅忍不拔』な生き方を私達に残してくれました。今平和な時代に身を置けることに感謝の念を添えて、父母の墓前に手を合わせたいと思います。

所長 八鍬 伸一



税務カレンダー

2015年8月

- | | |
|-----------------|-----|
| ◆個人事業税 | 第1期 |
| ◆個人住民税 普通徴収 | 第2期 |
| ◆個人事業者の消費税の予定納税 | 第1期 |

2015年10月

- | | |
|--------------------------|-----|
| ◆個人住民税 普通徴収 (11月2日まで) | 第3期 |
|--------------------------|-----|

2015年11月

- | | |
|-----------|-----|
| ◆所得税の予定納税 | 第3期 |
| ◆個人事業税 | 第2期 |

※11月11日から17日は、税を考える週間です。

※ 固定資産税の納期は、蓮田市の場合です。
納期は自治体により異なります。

税 務 TOPIX

“遺言控除” 創設へ一歩前進

自民党税制調査会は7月の検討会で、相続税の申告にあたって遺言書がある場合には、基礎控除の他に『遺言控除』を創設する案を本格的に検討し始めた模様だ。これまでは相続が発生しても遺言書があるケースはまだ少ないのが現状。そのため財産分与で揉めたり、あるいは不動産の処分が進まず空き家が増える一因にもなっている。この新制度を導入することで、遺産の移転をスムーズにし、空き家の増加を食い止める、いわば一石二鳥を狙った制度として普及を進めたいようだ。



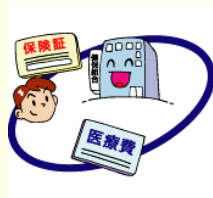
倒産件数が激減

東京商工リサーチによると、平成27年上半期(1月～6月)の全国企業倒産件数は4,568件と5,000件を下回ったと発表。これは24年ぶりの低い水準。ちなみに昨年同期は5,013件で6年連続して減少傾向だ。金融機関の中小企業向け貸出残高の増加や輸出企業の業績拡大により景気全体の底上げが影響しているのではとの観測も。

笑いごとでは済まされない現実

お笑い界を代表する(株)吉本興業が、この9月1日をもって資本金を125億円から1億円に減少すると発表。ここ数年さまざまな異業種に投資したためか、赤字決算が続き苦しい経営状態。資本金を1億円にすれば中小企業として扱われ、外形標準課税を免れたり欠損金の繰越控除、軽減税率の適用など各種の優遇税制を受られる。赤字決算の株主総会、さすがの吉本興業も笑いは取れなかったようだ。

医療費控除が簡単申請に



マイナンバー制度のスタートに合わせ、マイナンバーの個人用システム『マイナポータル』に医療費の支払額が自動的に送致されることを利用して、年間10万円を超えた医療費支出があった場合には、医療費の領収書や内訳書の提出がなくても医療費控除が簡単に受けられるようになる。国税庁は2017年からの実施を目指している。

NEWS WAVE

まもなくスタートする『マイナンバー制度』

去る7月1日、当事務所2階セミナールームにて、『マイナンバー制度 事前対応セミナー』を開催しました。当日は あいにくの雨にもかかわらず、多くの方々にお集まりいただきました。まったく新しい制度のため、参加された方々の興味も津々で、セミナー後半には具体的な質問もたくさん出されました。

◀ セミナーに参加された方々のご感想の一例 ▶

- 「事前に準備しておかないと大変なことになると改めて感じました。」
- 「経営者側の責任の重さを痛感した。」
- 「安易に考えていたけど、これほど重要だとは思っていませんでした。寝ている暇がなかった。」



税金 Q&A

結婚・子育て資金一括贈与の非課税制度（新）

制度のあらまし

結婚・子育ての資金に充てるための、父母、祖父母などから受けた一括贈与については、一定の要件のもと 1,000 万円まで贈与税は非課税とされます。

今年から相続税は大增税され資産家からブーイングの嵐、その反動？
贈与税では、非課税制度が・・・



税理士 八鍬幸江

対象期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間の間に行った贈与に限られます。

対象者

贈与者(あげる人)
受贈者の直系尊属

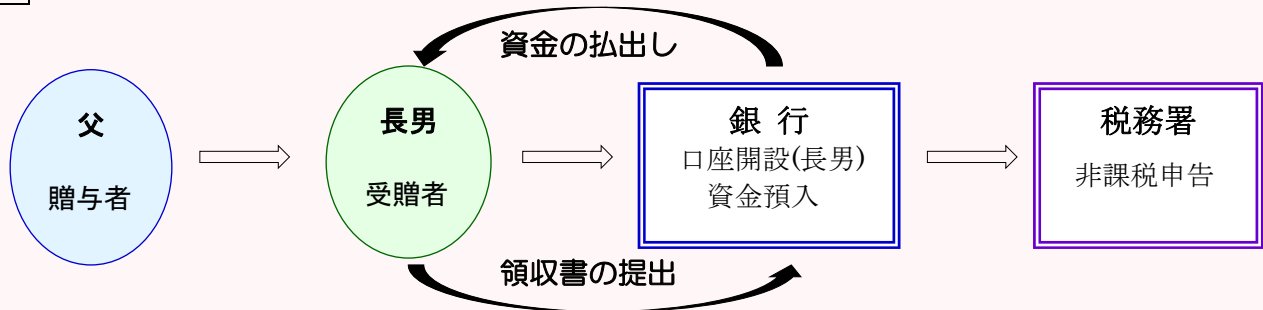
結婚・子育て資金

受贈者(もらう人)
20歳以上50歳未満

一括贈与の手続

贈与を受けた者は、銀行・信託銀行・証券会社のいずれか（金融機関等という）で一定の資金管理契約を結び、金融機関等を経由して税務署に非課税申告書を提出します。

設例 長男は父から1千万円の結婚・子育て資金を受け、銀行で開設した資金口座に全額入金



口座開設時

- ① 贈与契約書の作成
- ② 開設口座に預入（2か月以内）
- ③ 金融機関等経由で申告書提出

資金の支払い・払出し

- ① 結婚資金は300万円限度
- ② 子育て資金は小学校就学前まで
- ③ 領収書等の提出

契約終了

契約終了時にまだ残高がある場合は、その部分は非課税になりません。その時の残高について贈与があったとされ、贈与税が課税されます。

結婚子育て資金の範囲など具体例は銀行窓口
でしっかり確認し、特例を最大限使いましょう。

契約終了事由

- ① 資金がゼロになった
- ② 受贈者が50歳になった
- ③ 受贈者が死亡した

その他の非課税制度

現在この他にも、教育資金の贈与の非課税、住宅取得資金の非課税制度があります。期間限定のものばかり、次回お知らせします。

家族揃って夏まつりに行こう

夏本番を迎え、各地では賑やかに夏祭りや花火大会が行われています。
「お祭りに行っていないよ・・・」という人も、まだ間に合うお祭りをいくつか紹介します。

※ さいたま市岩槻区 さいたま花火大会

8月16日(日)

会場・・・岩槻文化公園(荒天の場合8/17に順延、2日間 荒天の場合中止)

時間・・・19:30~20:30

※ 北足立郡 伊奈まつり花火大会

8月22日(土) (雨天の場合 23日に順延)

会場・・・伊奈町制施行記念公園(伊奈学園となり)

時間・・・20:00~21:00



※ 南越谷 阿波踊り(日本3大阿波踊りの一つ)

8月22日(土) 23日(日)の2日間

会場・・・JR武蔵野線 南越谷 南口

東武伊勢崎線 新越谷 西口・東口周辺

時間・・・17:10~21:00



※ 小江戸川越花火大会

8月29日(土) (雨天の場合30日に順延 以後中止)

会場・・・伊佐沼公園(JR川越駅より臨時直通バスあり)

時間・・・19:00~20:30

家族揃って出かけ、楽しい夏の思い出を作ってみてはいかがでしょうか。

不動産事業の法人化 セミナー開催

不動産賃貸事業 究極の節税対策

バリエーションを豊富に交え、実務で必要となる具体的な対応策まで、賃貸経営の法人化の仕組みやメリット・デメリットをわかりやすく解説。

【日 時】平成27年9月17日(木) 午後3時~5時

【会 場】八鍬税務会計 2階セミナールーム
(蓮田市馬込1丁目31)

【講 師】税理士 八鍬 伸一

【定 員】先着20名

【受講料】2,000円(送料代込)

【駐車場】あり



ご相談は 八鍬会計 まで

税務や会計・経営や相続対策などなど、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

記録的な猛暑日が続いています。睡眠不足や熱中症にかかり易い時期です。水分補給をこまめにし、適度な運動を心がけましょう。

連絡先 八鍬税務会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須